附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医療法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる日（平成二十八年九月一日）から施行する。

（社会医療法人の認定に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に行われた社会医療法人の認定に関しては、この省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第三十条の三十五の二及び第三十条の三十五の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（議事録に関する経過措置）

第三条　新規則施行前に作成された社員総会の議事録及び評議員会の議事録並びに理事会の議事録については、それぞれ社員総会の議事録については新規則第三十一条の三の二、評議員会の議事録については新規則第三十一条の四、理事会の議事録については新規則第三十一条の五の四の規定によるものとみなす。

○国土交通省令第二十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第十五条の規定に基づき、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（平成二十四年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前年度の九月一日から当該年度の十一月三十日まで」を「前々年度の十一月一日から前年度の十月三十一日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○防衛省令第七号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日　　防衛大臣　中谷　元

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「の各号」を削り、同項第五号中「功績の」を「功績が」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）であつて、国際連合の業務遂行上功労があつたもの

第三十条中「の各号」を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務遂行上功労があつたもの

第三十条の二中「派遣職員処遇法」を「国際連合派遣自衛官、派遣職員処遇法」に改める。

第八十六条の六第一項、第八十六条の十三及び第八十六条の十八第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第八十六条の二十九第一項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第八十六条の三十の表第八十六条の六第一項の項、第八十六条の十三（見出しを含む。）の項及び第八十六条の十八第一項の項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同表第八十六条の二十九第一項の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第八十八条の五第五項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）」を加える。

第八十八条の六第四項及び第八十八条の十七中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第八十八条の十八第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

別表第二十二中「第124条」を「第123条」に、「第125条」を「第124条」に改める。

別表第二十三中「第124条」を「第123条」に改める。

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第二条　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第七条第十二号中「第七号」を「第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成十六年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則

第一条の見出し中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改め、同条第一項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）」に改める。